

日本橋川水辺空間の整備推進に関する連絡会設置要綱

4 中 都 再 第 7 号

令和4年5月30日

(設置)

第1条 日本橋川沿いの市街地再開発事業、首都高速道路日本橋区間地下化事業等（以下「各事業」という。）が具体化し、各事業が連続的かつ長期的に進行していくことから、各事業の進捗状況をはじめ、水辺空間等の段階的な整備イメージや各事業の完了後における将来のイメージ等について、住民代表、地域団体、関係事業者、河川管理者等関係行政機関及び区が共有し、魅力的で一体的な水辺空間の整備推進に必要な検討を行うため、日本橋川水辺空間の整備推進に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各事業の進捗状況を共有すること。
- (2) 各事業の事業期間中及び完了後の日本橋川水辺空間に関する事項を共有し、又は検討すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、連絡会が必要と認める事項を共有し、又は検討すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会議)

第4条 連絡会は、事務局が招集する。

- 2 連絡会の会議は、都市整備部都市活性プロジェクト推進室長が進行し、議事を総括するものとする。
- 3 連絡会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。
- 4 連絡会は非公開とする。

(分科会の設置)

第5条 水辺空間の整備推進に係る事項のうち、特定の事項について具体的に検討する必要がある場合は、連絡会のもとに分科会を設置することができる。

(関係者の出席)

第6条 連絡会が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会の庶務は、都市整備部都心再生推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、都市整備部都市活性プロジェクト推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	役職又は団体
住民代表	日本橋一の部連合町会長
	日本橋二の部連合町会長
	日本橋三の部連合町会長
	日本橋六の部連合町会長
	日本橋七の部連合町会長
地域団体	日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会
	名橋「日本橋」保存会
	日本橋川利活用協議会
関係事業者	日本橋一丁目中地区市街地再開発組合 理事長
	八重洲一丁目北地区市街地再開発組合 理事長
	日本橋室町一丁目地区市街地再開発組合 理事長
	日本橋一丁目東地区市街地再開発組合 理事長
	日本橋一丁目1・2番地区市街地再開発準備組合 理事長
	日本橋本石町一丁目地区再開発準備組合 理事長
	首都高速道路株式会社更新・建設局事業管理課長
河川管理者等 関係行政機関	東京都建設局河川部計画課低地対策専門課長
	東京都第一建設事務所長
	中央区環境土木部水とみどりの課長
	国土交通省関東地方整備局河川部地域河川課長
	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長
中央区	中央区副区長
	中央区区民部長
	中央区環境土木部長
	中央区都市整備部長
	中央区都市整備部都市活性プロジェクト推進室長
	中央区区民部商工観光課長
	中央区環境土木部管理調整課長
	中央区都市整備部地域整備課長
	中央区都市整備部まちづくり事業担当課長
	中央区都市整備部都心再生推進課長
	中央区都市整備部基盤事業調整課長